

高知県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第1項の規定に基づき、（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下、「障害者支援施設等」という。）に準ずる者（以下、「認定団体」という。）として知事が行う認定及び次条第1項第5号に規定する共同受注窓口との契約について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定団体として知事の認定を受けることができる者は、次に掲げる者のうち、高知県内に主たる事業所又は営業所・支店等を置くものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下、「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下、「特例子会社」という。）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下、「重度障害者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下、「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を受けることができない。

- (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない場合
- (2) 認定を申請する日までに納期の到来した国税、県税、市町村税又は社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納している場合。ただし、当該申請時までに完納した場合は、この限りでない。
- (3) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っている申告又は特別徴収義務者となった場合は特別徴収を行う誓約のいずれをも行わない場合
- (4) 次のいずれかに該当する場合
 - ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第18条又は第19条の規定に違反した事実がある場合
 - イ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）である場合

- ウ 役員等（代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合
- エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している場合
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している場合
- カ 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している場合
- キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している場合
- ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- コ イからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

（認定の申請）

第3条 認定団体として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（認定）

第4条 知事は、前条に規定する申請があつたときは、地方自治法施行規則第12条の2の21第3項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定又は不認定を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定又は不認定を決定したときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定（不認定）通知書(第2号様式)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者が第2条の認定基準に適合するか否かを確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

（認定の公表）

第5条 知事は、前条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し、公表するものとする。

（認定事項の変更）

第6条 認定団体の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支

援施設等に準ずる者の認定事項変更承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。

- 2 知事は認定事項変更承認申請書が提出されたときは、変更後の内容が第2条の認定基準に適合するかどうか確認を行い、全てに適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により変更の承認又は不承認を決定したときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、その旨を当該認定団体に通知するものとする。
- 4 第2項の確認に当たっては、第4条第3項の規定を準用する。ただし、変更後の内容が第2条の認定基準に適合すること又は適合しないことが明らかな場合は、この限りでない。

（認定の辞退）

第7条 認定団体として認定を受けた者が、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（認定要件喪失の届出）

第8条 認定団体として認定を受けた者は、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定団体として認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
 - (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。
 - (5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消すこととしたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定取消し通知書（第7号様式）により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用）

第10条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約(以下「3号随契」という。)を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務の調達があっせん又は仲介を行うものに限ること。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契の履行期間終了後、速やかに当該契約において物品及び役務の調達があっせん又は仲介を受けた障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容及び発注金額が分かる書類を、知事に提出すること。

(現況の報告等)

第11条 認定団体として認定を受けた重度障害者多数雇用事業所は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、障害者雇用状況計算書兼現況届出書(第1号様式別添1)により、知事に報告するものとする。

(実地調査等)

第12条 知事は、認定団体として認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害のある人の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

(報告)

第13条 知事から報告の求めがあったときは、認定団体は知事に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月15日から施行する。